

2025年7月22日

総合研究大学院大学利益相反マネジメント委員会

2024年度利益相反自己申告に係る実施結果について

1. 実施方法

2024年4月から2025年3月までの間、企業等との産学官連携活動等について、本学の役員及び教職員から提出された「利益相反自己申告書」に基づき、利益相反状況の審査（国立大学法人総合研究大学院大学利益相反マネジメント規程第14条第1項）を実施しました。なお、調査（同規程第14条第2項）は、対象となる役員及び教職員はいなかったため、実施しませんでした。

2. 対象者

役員（監事を除く。）、統合進化科学研究センター教職員（客員研究員等を含む。）及び教育企画開発センター教職員

3. 自己申告書提出者数

対象者	提出者	提出率(%)
55名	55名	100%

4. 審査結果

利益相反マネジメント委員会において、利益相反自己申告書に基づき、産学官連携活動等の状況を調査した結果、直ちに処置を講ずる必要のある事案は認められなかった。

○国立大学法人総合研究大学院大学利益相反マネジメント規程（抄）

（申告）

第13条 役職員のうち別に定める者は、所定の時期及び第3条に定める対象となる事象の発生前に、利益相反の状況についてマネジメント委員会に申告しなければならない。

（審査、回避要請等）

第14条 マネジメント委員会は、前条の申告に基づき利益相反を審査の上、当該申告を行った役職員に対し、承認又は回避要請の別により通知する。

2 マネジメント委員会は、前項の規定による通知の前に、利益相反の有無等を確認するため必要と認めた場合には、当該申告を行った役職員に対し、調査を行うことがある。

3 前項に定めるもののほか、マネジメント委員会は、第1項の規定により回避要請の通知を行った役職員について、回避措置の実施状況等を確認するため必要と認めた場合には、当該役職員に対し、調査を行うことがある。